

国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程を、次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成18年4月19日 18教規程第28号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 この規程において「部局長」とは、総括本部長、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第6条から第11条までに定める施設の長及び第22条に定める部局長をいう。</p> <p>第3条～第20条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2～3 省略(現行どおり)</p> <p>4 この規程において「部局長」とは、総括本部長、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第6条第1項及び第3項並びに第11条に定める施設の長及び第22条に定める部局長をいう。</p> <p>第3条～第20条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (20規程第17号)

この規則は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。